明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務六五）　一

〔告　示〕

○平成三十一年総務省告示第百七十九号の一部を改正する件（総務二一一）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務一一二）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一三二五～一三四〇）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一三四一～一三四八）　六
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同一三四九）　七
○生産業者及び輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（同一三五〇）　一〇
○肥料の登録が失効した件（同一三五一）
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第二十一条の二第五号の規定に基づき、経済産業大臣が別に告示する要件を定める件の一部を改正する件（経済産業一四九）

〔人事異動〕

内閣　カジノ管理委員会　外務省

〔皇室事項〕

〔公　告〕

諸事項

官庁
建設業の営業の停止命令関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体
教育職員免許状失効関係

会社その他

省令

○総務省令第六十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月十四日

総務大臣　高市　早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の提出方法等） **第一条の十六**　法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定（以下この条及び次条において「指定」という。）を受けようとする都道府県、市町村又は特別区（以下この条及び次条において「都道府県等」という。）は、指定対象期間の初日の属する年の七月一日から同月三十一日までの間に、法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類（第三項及び第四項並びに次条第二項第一号において「申出書等」という。）を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出するものとする。 2　前項に規定する指定対象期間は、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間とする。 3　指定を受けていない都道府県等（前項の指定対象期間において既にこの項の規定により申出書等を提出した都道府県等を除く。）は、第一項の規定にかかわらず、前項の指定対象期間の初日の属する年の翌年の四月一日から同年八月三十一日までの間	（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の提出方法等） **第一条の十六**　法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定（以下この条及び次条において「指定」という。）を受けようとする都道府県、市町村又は特別区（以下この条及び次条において「都道府県等」という。）は、指定対象期間の初日の属する年の七月一日から同月三十一日までの間に、法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類（次条第二項第四号において「申出書等」という。）を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出するものとする。 2　前項に規定する指定対象期間とは、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間をいう。 ［新設］